

確定申告シーズン到来！今回のポイントは？

●根強い人気！ふるさと納税の申告

実質2,000円でさまざまな返礼品がもらえて人気沸騰のふるさと納税は、寄付金から2,000円を差引いた金額を所得税と住民税から控除できる制度です。

5自治体までの寄付なら、ワストップ[®]特例制度の利用で確定申告も不要でベンリ！6以上の自治体への寄付では、所得税の確定申告が必要ですのでご注意ください！

- ポイント1 住宅ローン控除や医療費控除が多額な場合
税金の還付メリットがとれないケースがあります。
- ポイント2 高額寄附者は返礼品のもらい過ぎに注意！
総額が年間50万円を超えると、超過分の1/2が一時所得として課税されます。

◆新ルール登場で魅力が薄まる？！

10月から、寄付金受領証発行や送料などの事務費も含め“寄付金の5割以内に収める”新ルールが登場しました。一部自治体で返礼品価格を下げたため、お得感が薄まる傾向に。なお“返戻品は寄付額の30%以内”ルールは変わっていません。

◆熟成肉と精米の返礼品は、材料がその地方団体と同一の都道府県内産である場合に限定

地場の特産品がなく、他県の物産や輸入品で返礼していた自治体には大打撃！



●投資関連の申告

◆上場株の譲渡損は3年繰越OK！

“源泉ありの特定口座”は原則確定申告が不要です。黒字と赤字の証券口座があるときは、確定申告すれば源泉税が還付されます。また、上場株の譲渡損失は上場株の配当所得とも通算できます。

それでも赤字が残れば、確定申告して損失を繰越せば、翌年以降の譲渡益や配当と通算できます。

◆記録的な円安で出た為替差益は？

実は、為替差益は雑所得として確定申告の対象に。年末調整をしたサラリーマンでも、雑所得、一時所得の合計が20万円超なら確定申告が必要です。

◆金地金の譲渡益

“有事の金”は、紛争の影響などで取引価格は上がる一方。金地金の売却益も確定申告が必要で、下記の金額を計算して給与、事業所得などと合算して累進税率で税金を計算します。



所有期間 5年超	(譲渡価額－取得費－譲渡費用) × 1/2 －50万円
5年以下	(譲渡価額－取得費－譲渡費用)－50万円

なお、同じ金投資でも、投資信託や金ETFなら、株式投資と同様の取り扱いになります。

●医療費領収書の整理はお早めに！

◆領収書は5年保存！

今年の医療費や薬代の領収書は保存していますか？医療費控除の対象にした領収書は、確定申告期限から5年間保管が必要です。

なお、領収書を紛失してしまったら、「健保組合」が発行する医療費通知書類でも医療費控除が適用できます。

◆高額医療費と保険金に注意！

高額医療費や入院、通院保険金などは、かかった医療費から控除が必要なのでお忘れなく！

◆通院交通費も控除対象

バスや電車のほか、夜間通院や骨折時のタクシー代も医療費控除できます。ただし自家用車のガリリ代は対象にならないのでご注意ください！

◆医療費控除は夫婦、家族で集計できる

医療費控除は、10万円（または総所得金額×5%）を超えた部分が対象。夫が共稼ぎの妻の医療費を負担しても合算して医療費控除できます。税負担が多い人にまとめるのが有利です。



●財産債務調書の提出義務者が拡大へ

富裕層への課税もれを防ぐため、情報網を広げる施策として改正されています。

◆保有財産10億円以上の方も提出義務化へ

財産債務調書は“所得2,000万円超かつ保有財産3億円以上”の方などに提出義務がありますが、今回から“財産10億円以上の方”は所得ゼロでも提出が必要になります。

◆少額資産は記載不要に！

取得価額300万円未満の家庭用財産は記載不要です（ただし、書画骨董、貴金属は記載が必要）。

◆提出期限は6月末に延期！

“財産債務調書”と“国外財産調書”（年末で時価5,000万円超の国外財産保有者が対象）の提出期限が、3月15日から6月30日に延期されます。



納税方法はいろいろ

現金納付	税務署や銀行窓口で納付書で納付
キャッシュ入納付	・口座振替・ネットバンク納付（ペイジー等） ・〇〇ペイで決済（30万円以下） ・クレジットカード決済（手数料必要、1千万円未満かつ利用限度額以内）
その他	QRコード利用で決済（30万円以下）

所得税の納税期限は申告期限の3月15日ですが、口座振替を選べば4月23日が振替日なので、若干先延しできます。

